様式第１０号（その２）（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　令和３年７月１８日執行　智頭町議会議員一般選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候補者　　　　　　　　　　　㊞

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 |  |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 当該自動車の走行距離計に表示された走行距離 |
|  |  | ℓ | 円 | ㎞ |
|  |  | ℓ | 円 | ㎞ |
|  |  | ℓ | 円 | ㎞ |
|  |  | ℓ | 円 | ㎞ |
|  |  | ℓ | 円 | ㎞ |

注　１　この確認書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

　　２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　４　「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計（当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。）に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。

　　５　燃料供給事業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　　６　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

　　７　町費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。